



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年9月29日金曜日 第2913号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課) ... 673
愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....	(労政雇用課) ... 678

告 示

自衛官候補生の募集.....	(総務管理課) ... 680
自衛官候補生の採用試験.....	(") ... 680
自衛官候補生の募集.....	(") ... 681
自衛官候補生の採用試験.....	(") ... 681
自衛官候補生の募集.....	(") ... 681
自衛官候補生の採用試験.....	(") ... 681
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ... 681
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ... 682
地籍調査の成果の認証.....	(") ... 682
道路の区域変更(県道辰巳伊予和気停車場線).....	(中予地方局管理課) ... 682
道路の区域変更(県道美川松山線).....	(") ... 682
道路の供用開始(").....	(") ... 683
道路の供用開始(県道粟井浅海線).....	(") ... 683
道路の区域変更(県道美川内線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ... 683
道路の供用開始(").....	(") ... 683

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(農業経済課) ... 684
---------------------------	-----------------

公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....	(人事課) ... 685
技能検定の合格者.....	(労政雇用課) ... 726

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局) ... 733
包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	(") ... 749

選挙管理委員会告示

開票区の設置の一部改正.....	(選挙管理委員会) ... 750
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(") ... 750

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ... 751
--------------	----------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

第4条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の_____とおりとする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

第6条 当該職員が、収用し又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、省令第2条第3項の規定により受領調書（様式第6号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければ

_____ならない。ただし、やむを得ない理由により立ち合わせることが困難な場合においては、この限りでない。

第7条 省令第3条の規定による損失補償請求書は、様式第7号による。

2 省略

第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の_____とおりとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

第10条 省令第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1)・(2) 省略

第12条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第11号による。

第14条 省令第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第13号による。

2 省略

3 救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を受けた旨の居住地の市町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

第15条 省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方局長を経由しなければならない。

別表1（第3条関係）

救助の程度・方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 省略

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外において、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施しなければならない。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内とする。

第4条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

第6条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（様式第6号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければ

_____ならない。ただし、やむを得ない理由により立ち合わせることが困難な場合においては、この限りでない。

第7条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第7号による。

2 省略

第8条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行われなければならない。

(1)・(2) 省略

第12条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第11号による。

第14条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第13号による。

2 省略

3 救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において規則第6条の規定に基き、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を受けた旨の居住地の市町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

第15条 規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方局長を経由しなければならない。

別表1（第3条関係）

救助の程度・方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 省略

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営_____により実施しなければならない。

ウ 避難所設置のため支出できる_____費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内_____とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。

カ 省略

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合においても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者、障害者等に供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

(オ) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

(カ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで（最高2年以内）とする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う当該建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又

を加算することができる。

基本額

避難所設置費 1人1日当たり320円

加算額

冬季（10月から翌年3月まで） 別に定める額

エ 省略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものである。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事の定めるところによる。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。

カ 応急仮設住宅の設置については、災害の発生の日から20日以内に着工しなければならない。

キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

は仲業者との契約に不可欠なものとして、当該地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日以後速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与することができる期間は、ア(カ)と同様とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は災害により現に炊事することができない

者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 52,900	省略
	10月から翌年3月まで	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	省略

(イ) 省略

エ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため炊事できない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	省略
	10月から翌年3月まで	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	省略

(イ) 省略

エ 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1戸当たり574,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア・イ 省略

ウ 生業に必要な資金として貸与することができる金額は、次に定める額以内とする。

(ア)・(イ) 省略

エ・オ 省略

8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により当該学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,400円

中学校生徒 1人当たり 4,700円

高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たり平均135,100円以内とする。

ウ 省略

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる_____費用は、1戸当たり576,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7 生業に必要な資金の貸与

ア・イ 省略

ウ 生業に必要な資金として貸与できる_____金額は、次の範囲内の額とする。

(ア)・(イ) 省略

エ・オ 省略

8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失し又は損傷し_____、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものである。

イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出できる_____費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出できる_____費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる_____費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円_____以内とする。

ウ 省略

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる_____範囲は、次に掲げる場合とする。

(ア) 被災者の避難_____

(イ)~(キ) 省略

イ・ウ 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,900円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,900円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,600円以内

エ 省略

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,800円以内

カ 大工 1人1日当たり20,800円以内

キ 左官 1人1日当たり21,400円以内

ク とび職 1人1日当たり21,200円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

(イ)~(キ) 省略

イ・ウ 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,300円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,000円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,900円以内

エ 省略

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,000円以内

カ 大工 1人1日当たり20,700円以内

キ 左官 1人1日当たり20,600円以内

ク とび職 1人1日当たり20,400円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第35号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号から第5号までに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工_____、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成</p>	<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号_____に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工_____、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成</p>

1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る実技試験に限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 8,900円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 5,900円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 4,100円

(5) 3級の技能検定に係る実技試験(実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する在校生を除く。)に係る実技試験に限る。) 2,900円

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第1条第6項第2号ア及び第3号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則第1条第6項の規定は、この規則の施行の日以後にされた技能検定試験の申請に係る技能検定試験手数料について適用し、同日前にされた技能検定試験の申請に係る技能検定試験手数料については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1063号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 男子(平成29年度第3回3・4月採用分)
平成29年10月1日(日)から
4日(水)まで
- 2 女子(平成29年度第3回3・4月採用分)
平成29年10月1日(日)から
4日(水)まで

○愛媛県告示第1064号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成29年10月10日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成29年10月10日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1065号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子(平成29年度第4回3・4月採用分)
平成29年10月5日(木)から
11月14日(火)まで
- 2 女子(平成29年度第4回3・4月採用分)
平成29年10月5日(木)から
11月14日(火)まで

○愛媛県告示第1066号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成29年11月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成29年11月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1067号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子(平成29年度第5回3・4月採用分)
平成29年11月15日(水)から
12月12日(火)まで
- 2 女子(平成29年度第5回3・4月採用分)
平成29年11月15日(水)から
12月12日(火)まで

○愛媛県告示第1068号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成29年12月16日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成29年12月16日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1069号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1 他2筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博	平成29年 6月29日	平成29年 9月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1070号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成29年度の事業計画を、平成29年9月15日次のとおり定めた。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
新居浜市	庄内町二丁目、庄内町三丁目 別子山弟地の一部	平成30年3月31日まで "	地籍調査 "

○愛媛県告示第1071号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同

条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大浦の一部	平成27年度から平成28年度まで	宇和島市大浦の一部の地籍図及び地籍簿
松前町	北黒田の一部	平成27年度から平成28年度まで	松前町北黒田の一部の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成29年 9月29日

○愛媛県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市松ノ木一丁目2110番1地先から 同市松ノ木一丁目2111番5まで	旧	メートル 8.5～9.2	キロメートル 0.086	
			新	9.4～10.1	0.086	

○愛媛県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	松山市水産町793番6から 同町792番5まで	旧	メートル 10.3~18.0	キロメートル 0.055	
			新	10.7~18.2	0.055	

○愛媛県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市水産町793番6から 同町792番5まで	平成29年 9月29日

○愛媛県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	栗井浅海線	松山市萩原乙180番50から 同市萩原乙182番6まで	平成29年 9月29日

○愛媛県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1234番1地先から 同町直瀬甲1233番1地先まで	旧	メートル 4.9~5.1	キロメートル 0.046	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲1234番3から 同町直瀬甲1233番4まで	新	7.0~7.9	0.046	

○愛媛県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1234番3から 同町直瀬甲1233番4まで	平成29年9月29日

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分		
				部長	局長	課長					部長	局長	課長
農業 経済 課	1~6 省略						農業 経済 課	1~6 省略					
	<u>7 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の施行に関する事務</u>	<u>1 預金等に係る異動の認可(附則第2条第5項)</u>											
	<u>8 省略</u>							<u>7 省略</u>					
	<u>9 省略</u>							<u>8 省略</u>					
	<u>10 省略</u>							<u>9 省略</u>					
	<u>11 省略</u>							<u>10 省略</u>					
	<u>12 省略</u>							<u>11 省略</u>					
	<u>13 省略</u>							<u>12 省略</u>					

第2条 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	知事	決裁区分		
				部長	局長	課長					部長	局長	課長
農	1~6 省						農	1~6 省					

業 略	7 民間公 益活動を 促進する ための休 眠預金等 に係る資 金の活用 に関する 法律の施 行に關す る事務	1 預金等に係る異動に關す ること。								
		(1) 認可(第2条第4項第 2号)								
		(2) 認可の取消し(民間公 益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の 活用に関する法律施行規 則第4条第6項)								
		2 報告の徴収及び資料の提 出の要求(第43条第1項、 第2項)								
業 略	7 民間公 益活動を 促進する ための休 眠預金等 に係る資 金の活用 に関する 法律の施 行に關す る事務	3 立入検査(第44条第1 項、第2項、第6項)								
		8 ~ 13 省 略								

附 則

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年1月1日から施行する。

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成29年 9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成28年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で652人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	化学	機械	薬剤師
男性	35	14	1	7	0	4	2	4	1	1
女性	24	5	1	3	2	1	0	1	0	2
合計	59	19	2	10	2	5	2	5	1	3

区分	福祉	心理	臨床検査技師	保健師	獣医師	海技士	看護師	医師	合計
男性	0	0	1	0	0	1	0	2	73
女性	2	1	0	4	3	0	1	0	50
合計	2	1	1	4	3	1	1	2	123

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気	医師	薬剤師	理学療法士	臨床工学技士	作業療法士	言語聴覚士	臨床検査技士	看護師	合計
男性	1	3	30	2	1	1	3	1	3	8	53
女性	0	0	7	1	1	1	1	1	2	62	76
合計	1	3	37	3	2	2	4	2	5	70	129

割愛採用者は除いている。

(ウ) 人事委員会 (単位：人)

区分	行政事務
男性	0
女性	1
合計	1

(エ) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	栄養教諭	学芸員	合計
男性	0	74	36	0	17	0	0	127
女性	1	102	34	14	19	3	1	174
合計	1	176	70	14	36	3	1	301

割愛採用者は除いている。

(オ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(情報)	警察事務	保健師(警察)	警察職員(海技士)	合計
男性	62	2	1	6	0	3	74
女性	13	0	0	9	2	0	24
合計	75	2	1	15	2	3	98

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成28年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて936人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	105	22	1	1	429	61	619
定年前退職	30	104	0	0	152	31	317
合 計	135	126	1	1	581	92	936

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。平成28年度における新規再任用者数は162人、任期更新者数は334人、離職者数は113人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	44	9	0	95	14	162

任期更新者数	111	12	2	189	20	334
離職者数	46	1	1	61	4	113

工 職員数の状況

平成28年及び平成29年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成29年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成29年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
一般 行政 部門	議 会	30	31	1	短時間再任用職員からの振替
	総務企画	652	669	17	国体準備業務の増、業務執行体制の効率化
	税 務	172	170	2	短時間再任用職員による代替
	民 生	351	355	4	児童相談所の機能強化
	衛 生	462	463	1	地域保健医療計画の策定業務の増、検査機能の集約化
	労 働	85	82	3	育休復帰による過員解消
	農林水産	1,007	1,007		
	商 工	203	196	7	業務執行体制の効率化
	土 木	778	774	4	技能労務職の退職不補充、公社への派遣減
	小 計	3,740 [117]	3,747 [107]	7 [10]	
特別 行政 部門	教 育	12,023	11,915	108	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,794	2,819	25	欠員補充
	小 計	14,817 [229]	14,734 [246]	83 [17]	
公営企業部門		2,081 [17]	2,085 [24]	4 [7]	県立病院における診療体制の強化
合計 (条例定数)		20,638 [363] (21,569)	20,566 [377] (21,519)	72 [14]	

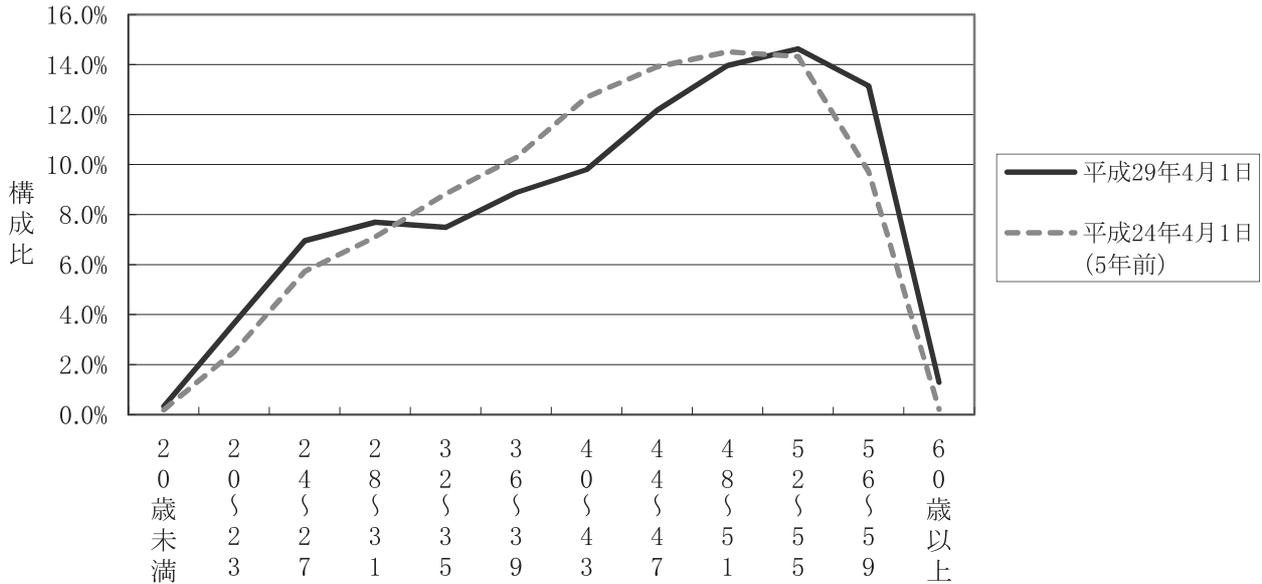
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 []内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	66	752	1,431	1,581	1,539	1,827	2,015	2,504	2,872	3,009	2,703	267	20,566
構成比	0.3%	3.7%	7.0%	7.7%	7.5%	8.9%	9.8%	12.2%	14.6%	14.6%	13.1%	1.3%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成28年4月1日	平成31年4月1日	平成31年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数(3,700人)を74人程度(2%)削減(第六次定員適正化計画)。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務執行リーダー制の効果的運用等による機動的な執行体制づくり、業務効率化の徹底やアウトソーシングの更なる推進、再任用職員の一層の活用、年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化に取り組みながら、定員適正化に努めました。

c 第六次定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	平成27年 (計画前年)	平成28年 (1年目)	平成29年 (2年目)	平成30年 (3年目)	平成31年 (4年目)	平成28～31年 計	(参考) 数値目標
一般行政部門	職員数	3,700 [3,719]	3,702 [3,740]	3,699 [3,747]			3,626人程度
	増減		2 [21]	3 [7]		1 [28]	74人程度
教育部門	職員数	12,052 [12,091]	11,941 [12,023]	11,752 [11,915]			
	増減		111 [68]	189 [108]		300 [176]	
警察部門	職員数	2,799 [2,800]	2,787 [2,794]	2,806 [2,819]			
	増減		12 [6]	19 [25]		7 [19]	

公営 企業 部門	職員数	2,036 [2,042]	2,077 [2,081]	2,081 [2,085]				
	増減		41 [39]	4 [4]			45 [43]	
計	職員数	20,587 [20,652]	20,507 [20,638]	20,338 [20,566]				
	増減		80 [14]	169 [72]			249 [86]	

注1 計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間です。

2 []内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

なお、フルタイム再任用職員については、第六次定員適正化計画における数値目標の対象外としています。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成27年12月1日から平成28年11月30日まで（代表監査委員にあっては、平成28年1月1日から12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

平成27年11月1日から平成28年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

平成27年11月1日から平成28年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(エ) 警察本部長

平成28年度から人事評価制度の本格運用を開始し、年1回の能力評価と年2回の業績評価とを行いました。

能力評価は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、平成28年4月1日から9月30日までの期間及び平成28年10月1日から平成29年2月28日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。人事評価の正式な期間については、能力評価は10月1日から翌年9月30日までの期間、業績評価は10月1日から翌年3月31日までの期間及び翌年4月1日から9月30日までの期間であるところ、平成28年度は、諸般の事情を考慮して前記期間で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の管理職職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評価を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。平成28年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B / A)	平成27年度 の人件費率
平成28年度	1 405 325 人	607 609 602 千円	2 455 001 千円	169 307 942 千円	27.9 %	27.5 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成29年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	18 985 人	83 300 626 千円	13 775 728 千円	32 588 499 千円	129 664 853 千円	6 830 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、平成29年度当初予算に計上された数値であり、平成29年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

平成29年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

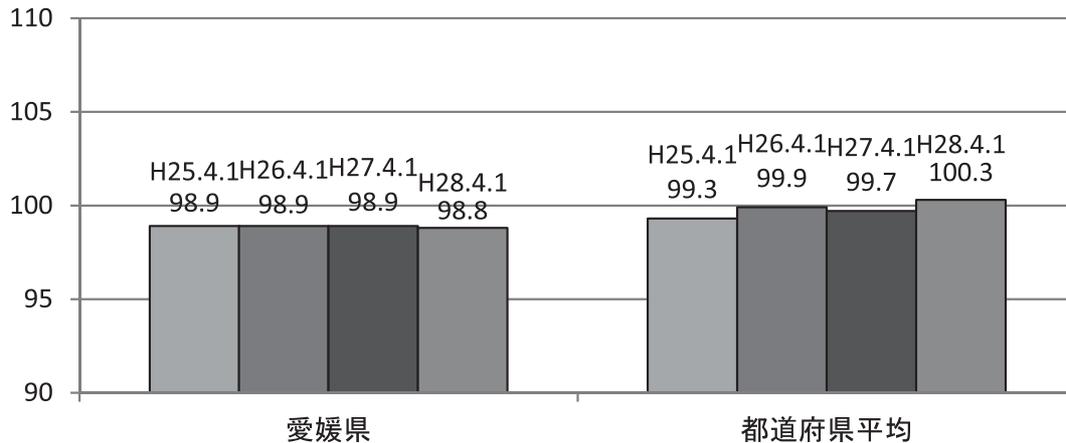
区分	給料
知 事	20 / 100
副知事	12 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	10 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成28年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.8と国よりも低くなっており、都道府県平均(100.3)を1.5ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.3%（29年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.4%（29年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

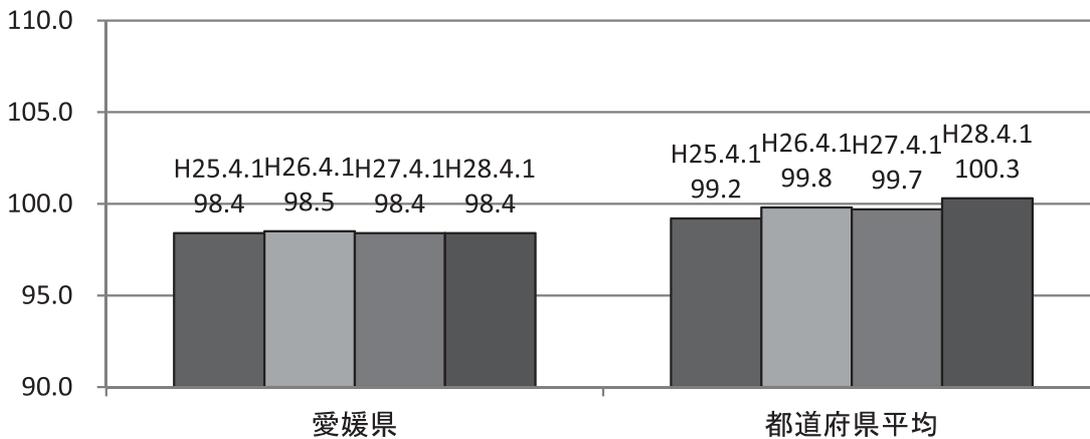


注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成28年4月1日におけるパーシェ指数は、98.4と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成29年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,085人及び再任用短時間勤務職員353人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,481人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）3,985人（21.6パーセント）、技能労務職 237人（1.3パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職 2,409人（13.0パーセント）、中学校・小学校教育職 7,603人（41.1パーセント）及び公安職 2,451人（13.3パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.4歳	335,862円	426,548円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	52.0歳	332,200円	369,430円
うち 用務員	51.0歳	333,670円	374,916円
うち 自動車運転員	56.0歳	336,061円	375,680円
うち 学校給食員	51.4歳	334,304円	370,646円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.5歳	380,322円	433,774円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.1歳	377,956円	414,308円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.4歳	321,367円	424,170円

注1 平均給料月額とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

平成29年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	182,290円	総合職（大卒） 182,700円 一般職（大卒） 178,200円
	高校卒	148,863円	一般職（高卒） 146,100円
技 能 労 務 職	高校卒	140,099円	-
	中学卒	124,432円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	211,817円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	211,817円	-
公 安 職	大学卒	204,875円	総合職（大卒） 209,900円 一般職（大卒） 206,900円
	高校卒	172,252円	一般職（高卒） 168,400円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

平成29年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	254,989円	359,573円	378,116円	394,288円
	高校卒	215,315円	314,345円	355,804円	363,885円
技 能 労 務 職	高校卒		281,455円	309,625円	323,640円
	中学卒				
高等学校教育職	大学卒	300,781円	398,844円	424,401円	438,687円
	高校卒		309,983円		400,633円
中学校・小学校 教 育 職	大学卒	298,403円	386,572円	410,635円	422,863円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	279,373円	387,836円	411,131円	423,909円
	高校卒	251,146円	367,003円	400,085円	412,557円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

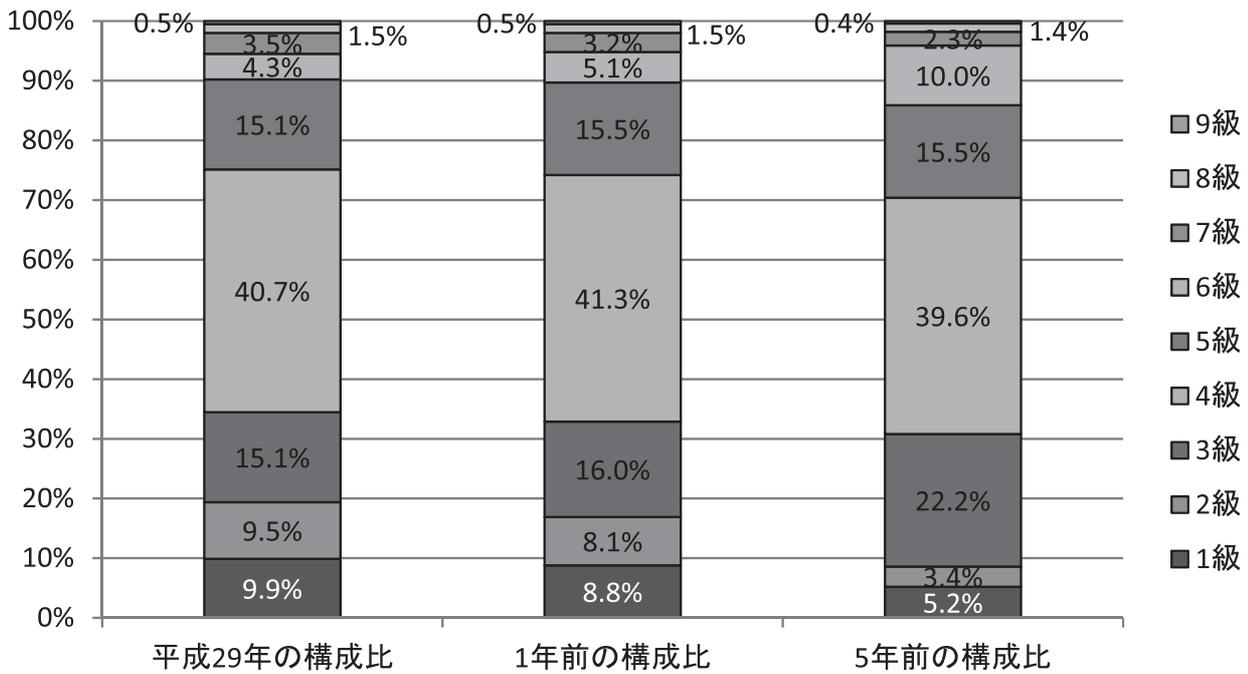
平成29年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	388人	9.9%	142,138円	247,537円
2級	主事・技師	373人	9.5%	192,428円	304,552円
3級	主任・係長	592人	15.1%	228,766円	350,526円
4級	専門員	1,601人	40.7%	262,092円	381,644円
5級	課長補佐・主幹	592人	15.1%	288,190円	393,690円
6級	課長	170人	4.3%	318,907円	410,955円
7級	参事	136人	3.5%	363,174円	445,787円
8級	局長	59人	1.5%	408,847円	469,577円
9級	部長	18人	0.5%	459,338円	528,701円
計		3,929人	100%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。

3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%になりません。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成28年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（平成28年度決算）		-	
1,588千円			
（平成28年度支給割合）		（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.7 月分	2.6 月分	1.7 月分
(1.45 月分)	(0.8 月分)	(1.45 月分)	(0.8 月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成29年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の		

在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 自己都合 勤奨・定年 1人当たり平均支給額 6,845千円 22,743千円	在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～45%加算）
---	--

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市、香川県高松市及び兵庫県三木市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県への復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績（平成28年度決算）			58,886千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			745,392円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	27人	16%
医師以外	東京都（特別区）	20%	24人	20%
	大阪府（大阪市）	16%	8人	16%
	愛知県（名古屋市）	15%	1人	15%
	広島県（広島市）	10%	1人	10%
	香川県（高松市）	6%	4人	6%
	兵庫県（三木市）	3%	4人	3%
	宮城県（仙台市）	4.5%	2人	6%

注 支給対象職員数は、平成29年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成28年度決算）		1,388,947千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成28年度決算）		121,688円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		59.5%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成28年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	1,175千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	84千円	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	1,679千円	日額 290円 及び 日額 200円

特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	3千円	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	230千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	9,751千円	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,928千円	日額 820円、1,480円、 2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	79,614千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	6,386千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	30,349千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	51千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	31,127千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	477千円	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	877千円	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	562千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り(の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	6,608千円	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	4,438千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,702千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	8千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	50,465千円	1回 410円、730円又は 1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	26千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	27,194千円	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	125千円	1回 5,200円

特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質（サリン等）の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	3,275千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	459千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	12千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	925千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務	2,739千円	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	15千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,361千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,654千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	21千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	29千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,055千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	10,932千円	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,774千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	11千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,835千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	142千円	日額 420円

精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	357千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	2,458千円	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域において行う作業 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた地域において行う作業 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	1,125千円	日額 20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額5,000円 屋内作業 日額1,000円 日額 2,500円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円
	東日本大震災に対処するため当該作業に従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	58千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	865千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1,018千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	8千円	添削1回 110円

教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	637,530千円	日額 8,000円 日額 7,500円 日額 4,250円 日額 4,250円 日額 3,000円 日額 1,125円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	5,703千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	105,108千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	17千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	336,806千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	3,823千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	118千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（平成28年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成28年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算額）	3,457,799千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	535千円
支給実績（平成27年度決算額）	3,538,177千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	522千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人子 10,000円 父母等 9,000円 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕	同	-	2,079,740千円	230,980円

住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)	同	-	1,171,534千円	265,173円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：413,800円	同	-	61,825千円	1,288,021円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,589,253千円	103,703円
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000~70,000円	同	-	200,587千円	366,704円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,386,008千円	694,393円
特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	23,959千円	213,920円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			128,536千円	302,438円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			30,795千円	272,522円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			104,788千円	296,011円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			767,244千円	67,061円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			42,989千円	254,373円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	439,909千円	182,990円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて3,000円~12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	39,795千円	70,062円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	143,146千円	99,962円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（平成29年 4 月 1 日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,056,000円（1,320,000円）
	副 知 事	888,800円（1,010,000円）
報 酬	議 長	921,500円（ 970,000円）
	副 議 長	826,500円（ 870,000円）
	議 員	779,000円（ 820,000円）
期 末 手 当	知 事	（平成28年度支給割合）
	副 知 事	3.25月分
	議 長	（平成28年度支給割合）
	副 議 長 議 員	3.25月分
退 職 手 当		（算定方式） （支給時期）
	知 事 副 知 事	132万円×在職月数×0.5（任期毎） 101万円×在職月数×0.38（ " ）

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年6月30日条例第35号）に基づき、それぞれ知事20%、副知事12%、議長、副議長及び議員5%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来63年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	1,966,585	1,161,651	354,591	18.0	16.9

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	64	281,790	68,547	139,473	489,810	7,653

注1 職員数及び給与費は、平成29年度当初予算に計上された数値であり、平成29年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成29年4月1日現在の職員数は、55人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	44歳5月	353,627円	432,264円 (555,316円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成28年度）			1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,743千円			1,588千円		
（平成28年度支給割合）			（平成28年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.7 月分		2.6 月分	1.7 月分	
(1.45 月分)	(0.8 月分)		(1.45 月分)	(0.8 月分)	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成29年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	退職者なし	24,260 千円	1人当たり平均支給額	6,845 千円	22,743 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	32千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,433円

職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		43.1%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 29	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 3	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	28,528千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	696千円
支給実績（平成27年度決算）	30,708千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	749千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （28年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （28年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,134	円 246,851
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,173	円 278,200
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,400	円 82,930
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 360	円 360,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6,905	円 767,244
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 199	円 199,344
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 18	円 6,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,694	円 207,206

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来53年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成28年度	千円 990,884	千円 527,377	千円 151,798	15.3%	11.8%

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成29年度	人 23	千円 114,325	千円 24,776	千円 48,112	千円 187,213	千円 8,140

注1 職員数及び給与費は、平成29年度当初予算に計上された数値であり、平成29年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成29年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員2人を含まない。)は、21人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	48歳10月	392,854円	460,406円 (596,562円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成28年度)		1人当たり平均支給額(平成28年度)	
1,718千円		1,588千円	
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.7 月分	2.6 月分	1.7 月分
(1.45 月分)	(0.8 月分)	(1.45 月分)	(0.8 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成29年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の内職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の内職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	自己都合 6,845 千円	勤奨・定年 22,743 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	39千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	2,787円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	66.7%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 39	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	6,275千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	369千円
支給実績（平成27年度決算）	5,101千円

職員 1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	319千円
--------------------------	-------

- 注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。
 2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月 1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成29年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （28年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （28年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,999	円 294,059
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 324	円 324,000
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,102	円 205,093
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 720	円 360,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,184	円 636,833
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 38	円 12,600
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 30	円 15,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月 1日県衛生部から移管を受けて以来60年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の 4 病院で、病床数 1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成28年度	千円 44,346,516	千円 217,621	千円 15,966,119	% 36.0	% 36.6

- 注 1 決算には、消費税を含んでいません。
 2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成29年度	人 1,977	千円 8,194,227	千円 5,137,409	千円 3,386,712	千円 16,718,348	千円 8,456

- 注 1 職員数及び給与費は、平成29年度当初予算に計上された数値であり、平成29年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。
 2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

県営病院事業に従事する平成29年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員22人を含まない。）は、2,009人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県			
医 師	44歳 2月	579,347円	1,341,243円 (1,515,085円)
看 護 師	39歳 3月	313,487円	395,459円 (505,535円)
事務職員	45歳 8月	359,995円	498,854円 (624,365円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤奨手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤奨手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成28年度）		1人当たり平均支給額（平成28年度）	
1,507千円		1,588千円	
（平成28年度支給割合）		（平成28年度支給割合）	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.6 月分	1.7 月分	2.6 月分	1.7 月分
(1.45 月分)	(0.8 月分)	(1.45 月分)	(0.8 月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤奨手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤奨手当2.1月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成29年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医 師	790 千円	22,831 千円		6,845 千円	22,743 千円
看護師	1,915 千円	18,669 千円			
その他	666 千円	22,030 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成28年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 総 額（平成28年度決算）		272,979千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		944,564円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		16%	290人	16%

注1 支給対象職員数は、平成29年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	435,030千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	286,959円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	71.9%			
手当の種類（手当数）	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 777	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,361	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 8,167	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 91	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 83	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 352,557	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 127	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 41,012	1時間当たりの給与額× 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 28,855	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	2,182,536千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	1,111千円
支給実績（平成27年度決算）	2,266,415千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	1,180千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当 (平成29年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 164,233	円 208,948
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 208,915	円 272,379
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 128,760	円 88,495
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,736	円 378,581
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 58,408	円 1,061,961
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円)	異	医師への加算	千円 985,104	円 3,408,665
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 207,312	円 412,973
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,580	円 246,916
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 199,611	円 193,234

(g) 特別職の報酬等の状況 (平成29年 4 月 1 日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	747,000円 (830,000円)
期末手当	(平成28年度支給割合) 3.25月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円 × 在職月数 × 0.25 (任期毎)

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例 (平成18年愛媛県条例第6号) に基づき10%の減額をした後の額であり、() 内の金額は、減額前の額を記載しています。

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

平成28年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間は、午後零時から午後1時まで) となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成28年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位: 日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	10.1	8.9	5.3	10.2	9.2	10.5	9.8

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成28年度における育児休業者数は、705人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	62	145	446	52	705

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成28年度における部分休業者数は、42人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	12	20	5	5	42

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成28年度における育児短時間勤務者数は、121人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	11	105	5	121

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。平成28年度における自己啓発等休業者数は3人です。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発等休業者数	1	1	1	3

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成28年度における休業者数は、3人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
配偶者同行休業者数	3	3

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成28年度における修学部分休業者数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成28年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成28年度における休業者数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成28年度における分限処分数は、303件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	0	0
休 職	82	45	124	52	303
合 計	82	45	124	52	303

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成28年度における懲戒処分数は、15件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	1	0	0	0	1
停 職	1	0	4	1	6
減 給	1	0	1	2	4
戒 告	3	1	0	0	4
合 計	6	1	5	3	15

(7) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成28年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。

綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
参議院通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	職員の公務外非行や職務専念義務違反の事案が発生したことを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	職員が窃盗の容疑で逮捕されたことを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守について改めて周知徹底を図りました。
情報管理の徹底について	個人に関する情報が含まれた文書を別人宛に送付した事案や報道機関に提供前の情報が漏えいした事案が発生したことを踏まえ、個人情報や未公表情報の適正な取扱いの遵守について周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 交通違反及び交通事故の発生を防止することを目的として、管理職等を対象に安全運転に関する講習会を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙が行われることを踏まえ、公職選挙法等の法令遵守及び地方公務員としての政治的中立性の確保について周知徹底を図りました。
個人情報等の適切な取扱いについて	県立学校において、個人情報が含まれる公文書等を紛失する事案が発生したことから、個人情報の取扱いに当たっては、法令に従うとともに、適正な処理を行うよう周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	他の任命権者において、公務外非行や職務専念義務違反を行った事案が発生したことから、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、常に高い公務員倫理を保持し、職務に精励することなどを、改めて周知徹底しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	県立学校に勤める講師が住居に侵入しようとした疑いで逮捕されるという事案が発生したことから、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一刻も早く信頼回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に取り組むよう通知しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	全県をあげて教育に対する信頼回復に努めている中、県立学校職員がストーカー行為等の規制等に関する法律違反により逮捕されるという事案が発生したことから、管理職が率先垂範し、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に教職員が一丸となって取り組むよう通知しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクハラ及びパワハラ等の防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	他の任命権者において、職員が窃盗により逮捕される事案が発生したことから、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、常に高い公務員倫理を保持し、職務に精励することなどを、改めて周知徹底しました。

個人情報適正な取扱いについて	中予管内の公立学校において、生徒・保護者等個人情報が含まれた文書情報が紛失したことから、情報の管理体制全般について再点検を行い、適切な保管・管理を徹底するよう通知しました。
----------------	--

ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を發出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント防止対策推進月間の実施について	11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識の涵養及び教養の実施を指示しました。
平成28年度ハラスメント相談員の指定に係る報告について	ハラスメント防止対策要綱（平成25年5月15日付通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるために、ハラスメント相談員を選定するよう指示しました。
ハラスメント教養の実施	ハラスメント相談員を周知し、ハラスメントの相談対応要領による教養を実施するとともに、ハラスメント相談窓口を案内しました。
サービスより「ストップ・ハラスメント」の發出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに發出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
職員に対する生活指導推進月間の実施	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な指導を指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	身上把握・生活指導の徹底、業務管理の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、飲酒に対する自覚と規律の徹底、各種事故防止を指示しました。
年末年始における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、身上把握・生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、飲酒に対する自覚と規律の徹底、各種事故防止を指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止	取扱事件等の処理状況の確認と証拠品・給貸与品等の確実な点検及び引継の徹底を指示しました。
参議院議員通常選挙時における警察職員の服務規律の保持について	警察職員の職務の特殊性及び基本的留意事項の周知徹底を指示しました。
節度ある飲酒の徹底について	各所属に対する飲酒事故防止対策の徹底を指示しました。
「業務だより」の發出	「業務だより」を定期的に發出し、各種事故防止の徹底を指示しました。
「ストップ事故通信」の發出	職員の交通事故が多発していることから、「ストップ事故通信」をタイムリーに發出し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届けるよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成28年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	9コース 参加者 1,101人

ステージアップ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 658人
指導者養成研修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 200人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座(クレーム対応講座等)を実施	2コース 参加者 150人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	6コース 参加者 87人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(10人)や自治大学校(5人)、民間企業等(6人)へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(1グループ)の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(7人)や海外の学会等(38人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(22コース、1,071人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(15人)

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、公益財団法人日本人事試験研究センター等が実施する研修を受講させました。(3人)

(エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(3人)

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(6人)

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 407人
		〔県立学校教職員〕 16コース 参加者 257人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 31コース 参加者 5,151人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 2,381人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 371コース 参加者 20,033人
		〔県立学校教職員〕 73コース 参加者 4,305人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 45人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 23人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 24人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 カナダ ⁽²⁾ ・イギリス ⁽¹⁾ ・アメリカ ⁽¹⁾ ・ スウェーデン、デンマーク ⁽¹⁾ 5人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 1人

(※) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成28年度は、採用時教養（7期 155人）、昇任時教養（2期 9人）、専科等（41期 458人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（219人）、警察大学校（102人）及び法科学研修所（11人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成28年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成28年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断 5,049人	一次検査 受診率 99.5%

	特別定期健康診断	1,804人	放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
	ストレスチェック	6,210人	受検率 95.6%
その他検診		630人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
がん検診等	がん検診	7,725人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	2,434人	人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,678人 一次検査 受診率 99.1%
	ストレスチェック	3,970人 受検率 98.8%
その他検診	379人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用業務従事者検診
がん検診等	がん検診	6,078人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,191人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	330人 一次検査 受診率 99.8%
	特別定期健康診断	12人 有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	421人 受検率 99.5%
その他検診	42人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	717人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	190人 人間ドック、腹部超音波検診

（警察本部長）

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,545人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	668人 有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,844人 受検率 99.9%
その他検診	55人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,054人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	768人 人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー（夏季・冬季）、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、禁煙セミナー等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	14
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	69
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成28年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業

平成28年度実績

区 分	利用者数	
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,925人 被扶養者数 6,639人	健 診 事 業	11,088人
	健康づくり事業	8,610人
	愛 媛 診 療 所	3,642人
	貸付累計件数	661件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 12,439人 被扶養者数 10,962人	健 診 事 業	4,147人
	健康づくり事業	1,010人
	そ の 他 事 業	2,157人
	にぎたつ会館	86,779人
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,874人 被扶養者数 3,882人	健 診 事 業	3,920人
	健康づくり事業	1,422人
	そ の 他 事 業	103人
	貸付累計件数	638人

互助会事業実績

平成28年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 5,847人 会 員 掛 金 129,842千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	69,375
教育委員会 会 員 数 11,858人 会 員 掛 金 345,775千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	28,390
警察本部長 会 員 数 2,980人 会 員 掛 金 60,799千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	54,651

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成28年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	102,087	2,862,987	852,236
直 営 保 健 給 付	9,612	21,404	0
休 業 給 付	167,503	344,843	47,821
災 害 給 付	0	0	0
附 加 給 付	19,731	43,230	16,472
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	21,506	48,385	8,711
計	320,439	3,320,849	925,240

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	52,520
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	363,685
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	3,520

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事 等	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	199	300	358	960

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成28年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、112件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事 等	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	9	11	26	54	100

通 勤 災 害	7	2	0	3	12
合 計	16	13	26	57	112

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成28年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の③のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。平成28年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の④のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

平成28年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成28年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年 月 日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21（20）歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上で受験可能 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	28. 5. 16 ～ 6. 3	〔第1次〕 28. 6. 26 〔第2次〕 28. 7. 18 ～ 8. 7
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	年齢21歳以上39歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者	28. 5. 16 ～ 6. 3	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 28. 8. 26～28 〔第3次〕 28. 10. 1
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成29年3月末日までに大学卒業見込みの者	28. 4. 1～18	〔第1次〕 28. 5. 7・8
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成28年9月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成28年10月1日の採用に応じられる者		〔第2次〕 28. 6. 17～23
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成29年3月末日までに大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成28年9月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成28年10月1日の採用に応じられる者		

愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	28.8.18 ～9.5	〔第1次〕 28.9.25 〔第2次〕 28.10.21～27
愛媛県職員採用候補者（資格免許）試験	大学卒程度 ・年齢21歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
	短大卒程度 年齢20歳以上34歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		
身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験	次の全ての要件を満たす者 ・年齢17歳以上34歳未満の者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者		
愛媛県少年補導職員採用候補者試験	年齢21歳以上35歳未満の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得する見込みの者 ・大学で心理学を修学した者又は修学見込みの者	28.8.18 ～9.5	〔第1次〕 28.9.25 〔第2次〕 28.10.21～27
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	28.8.18 ～9.5	〔第1次〕 28.10.15・16 〔第2次〕 28.11.9～15
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	65	708	493	163	152	73	6.8倍
行政事務（情報）	2	15	10	6	6	2	5.0倍
学校事務	27	163	129	68	65	27	4.8倍
警察事務	6	110	71	18	17	9	7.9倍
総合土木	18	52	35	35	33	19	1.8倍
建築	1	9	5	2	2	1	5.0倍
農業	11	43	36	25	23	12	3.0倍
畜産	1	4	3	3	3	1	3.0倍
林業	7	16	12	9	8	6	2.0倍
水産	4	18	11	9	9	4	2.8倍
電気・電子	1	6	4	4	2	1	4.0倍
化学	6	39	29	18	14	6	4.8倍
機械	1	11	5	4	4	1	5.0倍
薬剤師	10	23	20	20	20	12	1.7倍
福祉	2	10	10	6	6	3	3.3倍
心理	1	14	11	4	4	1	11.0倍
保健師	6	21	20	15	12	6	3.3倍
管理栄養士	2	37	31	8	8	2	15.5倍
保健師（警察）	1	6	6	4	4	2	3.0倍

建 築 (警 察)	1	1	1	1	1	1	1.0倍
合 計	173	1,306	942	422	393	189	5.0倍

b 愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	3	172	30	26	16	16	3	57.3倍

c 愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官 (男 性) (大 学 卒)	47	257	214	143	122	83	2.6倍

d 愛媛県警察官(男性)(大学卒特別募集)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官 (男 性) (大 学 卒 特 別 募 集)	16	54	43	37	35	24	1.8倍

e 愛媛県警察官(女性)(大学卒)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官 (女 性) (大 学 卒)	7	93	73	26	23	14	5.2倍

f 愛媛県警察官(女性)(大学卒特別募集)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官 (女 性) (大 学 卒 特 別 募 集)	4	8	7	7	7	6	1.2倍

g 愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	13	74	68	33	32	16	4.3倍
警 察 事 務	2	41	35	8	8	5	7.0倍
合 計	15	115	103	41	40	21	4.9倍

h 愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
大学卒程度 司 書	1	17	15	4	4	1	15.0倍
短大卒程度 歯科衛生士	1	20	18	5	4	1	18.0倍
合 計	2	37	33	9	8	2	16.5倍

i 身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	若干名	9	8	6	5	3	2.7倍
警 察 事 務	若干名	1	1	1	1	1	1.0倍
合 計	-	10	9	7	6	4	2.3倍

j 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少年補導職員	1	15	10	4	3	2	5.0倍

k 愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)(高校卒程度)	42	389	274	136	118	64	4.3倍

l 愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(女性)(高校卒程度)	6	90	66	19	15	9	7.3倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。
平成28年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	10		1	3	14
	2	主事・技師	3		4		7
	3	係長	4		4	1	9
	4	専門員	2		27		29
	5	課長補佐・主幹			1	2	3
	6	本庁課長	2		13		15
	7	参事	1		2		3
	8	本庁局長	1				1
	9	本庁部長					
公安職	1	巡査				2	2
	2	主任				7	7
	3	係長				5	5
	4	係長				3	3
	5	課長補佐				11	11
	6	本部課次長				3	3
	7	本部課長				7	7
	8	参事官					
	9	部長					
研究職	1	研究員	1				1
	2	主任研究員					
	3	主任研究員					
	4	主席研究員					
	5	機関の長					
医療職(一)	1	技師	3	18			21
	2	係長・医長		17			17
	3	保健所課長・病院部長		3			3

	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長	3	3			6
	5	医 監					
医療職(二)	1	技 師		5			5
	2	技 師	2	5			7
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	地 方 機 関 の 長					
医療職(三)	1	技 師					
	2	技 師	4	70			74
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副 看 護 部 長					
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長					
技 能 労 務 職							
合 計			36	121	52	44	253

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行政職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	49	1				16	2	68
	7	参 事	33	1		1	1	3		39
	8	本 庁 局 長	29	1	1			2		33
	9	本 庁 部 長	7	1			1	1		10
公安職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長							16	16
	8	参 事 官							4	4
	9	部 長							8	8
	研究職	2	主 任 研 究 員							
3		主 任 研 究 員								
4		主 席 研 究 員								
5		機 関 の 長								
医療職(一)		2	係 長 ・ 医 長							
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		11						11

医療職(二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	地 方 機 関 の 長	3						3	
医療職(三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長	3	1					4	
合 計			124	16	1	1	2	22	30	196

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	11
警 部	4
警 部 補	13
巡 査 部 長	2
合 計	30

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

ア 報告の日及びその相手方

報 告 の 日	平成28年10月6日
報 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

イ 報告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

平成28年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均432円(0.12%)下回っています。

民間給与 (A)	374,836円	較 差 (A - B) 432円 (0.12%)
県職員給与 (B)	374,404円	

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4/28月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4/20月分が、民間における年間支給割合を0.08月分下回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

給料表については、人事院勧告の内容(初任給・若年層1,500円、その他400円引上げを基本に改定)を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです(行政職の平均改定率0.21%)。

初任給調整手当については、以下のとおり改定すべきです。

・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額	月額	413,300円	413,800円
・ 上記以外の医師・歯科医師の支給限度額	月額	50,500円	50,600円
・ 獣医師の支給限度額	月額	30,300円	30,400円

及び の実施時期は、平成28年4月1日とすべきです。

(b) 特別給

平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を0.10月分（平成29年度以降は年間で0.10月分）引き上げるべきです。

b 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

人事院勧告の内容に準じて、以下のとおり見直しを行うことが適当です。

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額まで減額するとともに、子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・本庁部長級（行政職9級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本庁局長級（行政職8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施

c 再任用職員の給与

- ・勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定することが適当です。
- ・国における検討状況に留意しつつ、検討を進める必要があります。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成

官民を問わず人材獲得競争が激化し、加えて、女性の活躍推進が喫緊の課題とされる中、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様な有為な人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力する必要があります。

また、女性職員の活躍を進めるため、女性職員が幅広く業務経験を積む機会を確保し、仕事と家庭生活を両立できるような職場づくりに取り組むことも重要です。

b 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

年金支給開始年齢の引上げや、40～50歳台の職員が多いことによる将来的な懸念に対処するため、再任用職員の能力及び経験を職務遂行の中で活用していく必要があります。

また、国や民間の定年延長の動向を見極めながら、再任用の運用状況を随時検証する必要があります。

c 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立を支援し、バランスの取れた働き方ができる職場環境の整備は、有為な人材の確保の観点からも重要であり、男女の区別なく育児や家族の介護と仕事の両立がしやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

d 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、公務能率の向上、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現の面から重要な課題であり、長時間勤務の職場を注視しつつ、実効性の高い取組を一層推進する必要があります。

また、年次有給休暇については、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

e 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者は依然として多数に及んでおり、引き続き日頃の勤務状況や心身の健康状態を適切に把握するとともに、平成28年度から新たに実施しているストレスチェック制度の適切な運用により、予防及び早期発見・早期対応に努める必要があります。

また、引き続きパワハラ、セクハラ、マタハラなどの未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成28年度中の要求件数、終結件数及び平成29年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

平成28年度中の請求件数、終結件数及び平成29年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成28年度中の処理件数は2件です。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成29年6月11日から9月3日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成29年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 16
A 甲 18	B 1	C 1	C 3	C 5	C 6

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 2

金属熱処理（一般熱処理作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

2級

受 検 番 号
C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1
C 3	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5
D 6	D 7				

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	C 1	C 3	C 4

機械加工（フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	D 1

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3	B 4	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 3

機械加工（平面研削盤作業）

2 級

受 検 番 号
B 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 9	A 甲 12	C 1

鉄工（構造物鉄工作業）

2級

受 検 番 号
C 1

建築板金（内外装板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	C 2	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 4

建築板金（ダクト板金作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

2級

受 検 番 号
C 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6	B 2

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	B 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	C 1

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 8	B 2	B 3
B 4	B 5				

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	B 4	B 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 21	A 甲 23	A 甲 24	B 1	C 1
C 2	C 4				

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 3	D 1

家具製作（家具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	C 1

プラスチック成形（射出成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

石材施工（石張り作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 25	B 1	C 1

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 11	B 2	C 1	C 2	D 1	

タイル張り（タイル張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11					

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	B 1
C 1	C 2	D 1			

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	C 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 3	C 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9	A 甲 2 B 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	B 1

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	B 2	B 4	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 4

表装（表具作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

表装（壁装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 19	A 甲 6 A 甲 20	A 甲 7 A 甲 24	A 甲 9 A 甲 25	A 甲 10 A 甲 27	A 甲 18 B 1

B 2	C 1	C 2	C 5	C 6	C 11
C 12	C 13				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	C 1	C 2	C 4		

塗装（金属塗装作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16					

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 9月29日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 岡 田 清 隆
同 大 西 渡
同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成28年 8月 8日

（監査の結果）

収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度	6 者	57,393,183	平成27年度決算による

（措置の内容）

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、回収に努めてきたところであるが、いずれの債務者についても既に時効が成立し、これ以上の債権回収は不可能であることから、代執行費

用の3/4の助成を受けている（公財）産業廃棄物処理事業振興財団と協議の結果、助成額の返還免除の承認を得て、不納欠損処理を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成28年 8月23日

（監査の結果）

収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
16年度及び17年度	544者	47,603,710	平成27年度決算による

（措置の内容）

未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。

その結果、平成27年度末の未収入金47,603,710円のうち、平成28年度中に147,440円を回収し、2名が完済となった。また、時効援用の申立があった8名について、765,990円を不納欠損とし、借受人の行方不明などで回収不能と判断した4名について、232,370円を債権放棄した結果、平成28年度末には、前年度より債務者数で14者減の530者、収入未済額で1,145,800円減の46,457,910円となっている。

今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
医 療 対 策 課	平成28年8月23日

(監査の結果)

1 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
26年度	432,000	1,548,000	1,980,000	
差引増減	432,000	252,000	180,000	

2 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度・27年度	2者	61,000	平成27年度決算による

(措置の内容)

1 債務者に経済的余裕がないため、下記のとおり未収金が生じているものであり、文書及び電話等による償還指導に努めている。

年度	債務者A	債務者B	計
22年度	384,000		384,000
23年度	384,000		384,000
24年度	384,000		384,000
25年度		216,000	216,000
26年度		432,000	432,000
計	1,152,000	648,000	1,800,000

【債権者への対応状況】

債務者A

平成23年度から電話や文書、面談による納付指導を実施したところ、平成25年12月に免除申請したい旨の申し出があり関係書類を送付。その後、関係書類の提出が無いため電話及び文書で指導。平成28年度においても複数回電話及び文書で指導したが、その時は提出するとの回答があるものの未だ提出がない状況である。

債務者B

電話、文書による督促を実施していたところ、平成26年5月に、本人から給与と収入の減により返還が難しい旨連絡があった。その後、電話及び文書で督促を継続しているが電話連絡に応じない状況である。

債務者A及びBについては、今後も本人及び保証人に対して電話及び文書による督促を行うほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。

2 看護職員修学資金貸付金償還金に伴う延滞金下記のとおり生じているものであり、債務者に対して文書及び電話により償還指導に努めている。

年度	債務者A	債務者B	計
26年度	2,188	19,145	21,333
27年度		39,667	39,667

計	2,188	58,812	61,000
---	-------	--------	--------

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成28年8月25日

(監査の結果)

1 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	0	1,227,790	1,227,790	金額は各年度の決算による
26年度	0	1,227,790	1,227,790	
差引増減	0	0	0	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	11,664,270	241,006,533	252,670,803	金額は各年度の決算による
26年度	13,803,858	232,988,233	246,792,091	
差引増減	2,139,588	8,018,300	5,878,712	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	507,794	20,884,565	21,392,359	金額は各年度の決算による
26年度	553,394	20,872,316	21,425,710	
差引増減	45,600	12,249	33,351	

3 収入未済の入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1者	1,100	平成27年度決算による

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているものの、平成29年5月末時点で収入未済額は1,298,030円(平成28年度分を含む)となっている。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に

努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、償還期間が終了しているにも関わらず、未だ償還金を滞納している本庁所管分の421件（未納額138,112,381円）について、一斉に催告書を出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分274,063,162円のうち、5,673,060円が平成28年度内に納入されたが、平成28年度償還分9,933,520円が未収となったことから、平成28年度末の収入未済額は278,323,622円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

- 3 当該債務者の所在を確認し、連絡を取った結果、平成28年11月10日に納入された。

監査対象機関	監査年月日
障がい福祉課	平成28年8月25日

(監査の結果)

- 1 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度及び20年度	1者	297,000	平成27年度決算による

- 2 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	16,662,591	平成27年度決算による

(措置の内容)

- 1 年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払分について、県がその事実を知った平成20年6月から年金受給権者の遺族に対し過払分の返還を求めているところである。

納入義務者から平成21年4月に県に対して履行期限延期申請書の提出があったため、分割納付を認め、平成28年までに213,000円を回収したところである。

一時期返済のない時期があったが、訪問等の結果、昨年度からは期限を遅滞することなく返済が進んでいることから、引き続き生活状況の把握に努め、適切に納入指導を行うこととしたい。

- 2 平成26年2月に補助対象事業者であるA社が破産手続を開始したため、同年5月から6月にかけて、補助金の交付決定を取り消して補助金の返還を請求するとともに、破産管財人に対して交付要求を行い、債権の回収に努めたが、平成27年3月17日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定し、同月19日には法人登記簿も閉鎖され、債権の回収は困難であることから、債権放棄を含め適切な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
企業立地課	平成28年8月18日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	34,796,000	平成27年度決算による

(措置の内容)

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だ返納されていない。

今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
労政雇用課	平成28年8月18日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
15年度～18年度	1者	34,800	平成27年度決算による

(措置の内容)

電話連絡や家庭訪問等を行い、未償還金の回収に努めた結果、収入未済額34,800円のうち17,400円が納入された。

今後とも、催告を継続するほか、分割納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
経営支援課	平成28年8月9日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における収入未済の設備近代化資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
12年度	1者	2,480,000	平成27年度決算による

(措置の内容)

設備近代化資金貸付金償還金については、平成25年度から分割償還誓約書に基づく分割償還を進めており、平成27年度末時点で1企業2,480,000円のところ、平成28年度は2,480,000円全額を回収し、収入未済額は0円となった。

監査対象機関	監査年月日
林業政策課	平成28年8月9日

(監査の結果)

- 1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	8,000,000	55,077,947	63,077,947	

26年度	8,000,000	50,152,947	58,152,947	金額は各年度の決算による
差引増減	0	4,925,000	4,925,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度～21年度	3者	1,055,355	平成27年度決算による

（措置の内容）

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成27年度末で6件63,077,947円（件数は実債務者数）の未収金が生じていた。平成28年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、年度内に2,083,000円が償還され、さらに227,057円を不納欠損処理（債務者の自己破産・免責決定による）したが、新たに8,000,000円の未収金が発生した。平成29年度は、5月末までに360,000円の償還があり、平成29年5月末現在の未収金総額は、6件68,407,890円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成28年度末で3件1,055,355円（件数は実債務者数）の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成28年 8月 9日

（監査の結果）

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成27年度末の歳入不足額は 23億6,690万円と前年度より1,954万円増加しており、さらに、平成27年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の5割程度まで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

（措置の内容）

県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。

森林を採算林、不採算林に区分し管理。

分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。

県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。

平成28年度から人員を削減。（4名 3名）

県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。

林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。

平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。

こうした取り組みの結果、平成28年度の単年度収支（繰上充用額を除く。）は3,539万円の黒字となり、平成28年度末の歳入不足額は前年度に比べ減少し23億3,151万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成28年 8月29日

（監査の結果）

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	0	2,113,000	2,113,000	金額は各年度の決算による
26年度	0	2,199,000	2,199,000	
差引増減	0	86,000	86,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	969,517	平成27年度決算による

（措置の内容）

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、平成27年度末で2名分2,113,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、平成28年度は、4月に1名から計20,000円、別の1名からは96,000円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 違約金969,517円は6か月を超える長期延滞となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金（元本）の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成28年 8月10日

（監査の結果）

住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	金額は各年度の決算による
26年度	85,354	29,638,658	29,724,012	
差引増減	703,396	1,545,950	842,554	

（措置の内容）

平成27年度末時点における住宅貸付損害金（105名28,881,458円）の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成28年度中に1名から176,000円の入金があり、28,705,458円となった。

また、時効10年を経過し、かつ、所在不明等により回収困難な債権1件447,006円について、議会の議決を経た上で、権利を放棄し、不納欠損処分を行ったため、最終的な過年度分未収金については103名28,258,452円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	28,258,452	28,258,452	金額は各年度の決算による
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	
差引増減	788,750	165,744	623,006	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成28年 9月 8日

（監査の結果）

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	57,621,000	149,247,000	206,868,000	金額は各年度の決算による
26年度	53,544,500	116,748,500	170,293,000	
差引増減	4,076,500	32,498,500	36,575,000	

（措置の内容）

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託。平成25年度より1名増員し3名。）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話での返還指導を強化しているほか、平成26年度以降は、資力がありながら返還に応じない滞納者に対して法的措置（裁判所を通じた支払督促や給与等の差し押さえ）を実施するなど、滞納繰越額の縮減に努めている。その結果、平成27年度末現在の未収額206,868,000円については、平成28年度に28,237,900円を収納し、滞納繰越額は178,630,100円となった。他方、旧育英会移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成28年度新たに877件、61,477,000円の未収金が発生したため、平成28年度末現在の滞納額は、過年度分と合わせて240,107,100円となった。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成28年 8月19日

（監査の結果）

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	44,581,603	515,604,901	560,186,504	金額は各年度の決算による
26年度	46,372,585	484,516,687	530,889,272	
差引増減	1,790,982	31,088,214	29,297,232	

（措置の内容）

平成28年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、95,836,133円の調定額に対し、収納額52,770,253円となっており、収納率は55.1%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成28年度中に15,700,189円を収納し、平成29年3月末現在では543,490,916円となったが、新たに平成28年度の未収金43,065,880円が発生したことから、平成28年度末の収入未済額は586,556,796円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全員体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成28年 7月21日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	181,251,114	544,072,380	725,323,494	金額は各年度の決算による
26年度	279,305,632	619,711,574	899,017,206	
差引増減	98,054,518	75,639,194	173,693,712	

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成28年度に繰り越した未収入金725,323,494円が平成28年12月31日現在で513,989,084円に減少した。

平成28年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」や、コンビニ収納の利用推進などにより納期内自主納税の促進に努めるとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押えを実施するほか、タイヤロックや捜索など積極的に滞納処分を実施することにより、平成28年12月31日時点の未収入金は4,522,423,719円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成28年 7月21日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	0	299,505	299,505	金額は各年度の決算による
26年度	0	309,505	309,505	
差引増減	0	10,000	10,000	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	8,961,405	32,177,791	41,139,196	金額は各年度の決算による
26年度	10,373,840	28,944,165	39,318,005	
差引増減	1,412,435	3,233,626	1,821,191	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	302,414	1,494,589	1,797,003	金額は各年度の決算による
26年度	309,449	1,416,784	1,726,233	
差引増減	7,035	77,805	70,770	

（措置の内容）

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分299,505円のうち、5,000円が納入された。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難となったため、平成28年度の収入未済額は294,505円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分42,936,199円のうち、6,559,438円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、平成28年度償還分11,144,687円が未収となったため、平成28年度の収入未済額は47,521,448円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成28年 7月21日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	996,700	6,172,100	7,168,800	金額は各年度の決算による
26年度	887,400	6,293,000	7,180,400	
差引増減	109,300	120,900	11,600	

（措置の内容）

県営住宅貸付料は、平成27年度末時点で7,168,800円の収入未済であったが、滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納入指導に努めた結果、繰越金の12.9%、925,900円の滞納家賃の納付があった。

なお、平成28年度において346,400円が新たに未収となったことから、平成28年度末現在の収入未済額は6,589,300円となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起することとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	平成28年 7月25日

（監査の結果）

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	533,700	3,252,200	3,785,900	金額は各年度の決算による
26年度	547,800	3,329,000	3,876,800	
差引増減	14,100	76,800	90,900	

2 収入未済の道路占用料について、収入未済額の縮減に、努められたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
27年度	1者	120,000	平成27年度決算による

（措置の内容）

1 平成27年度末時点で3,785,900円（38名）の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約12.9%、490,800円（21名）の納入があり、併せて583,500円（2名）の不納欠損処理を行った。また、平成28年度現年度分の収入未済額が720,900円となったことから、平成28年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ353,400円減の3,432,500円となった。

今後とも引き続き納入督促を行い、滞納整理を図って参りたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起することとしている。

2 上記会社は、消火栓標識に添加する看板広告による広告収入を得て

いる業者で、営業範囲は主に今治市内、平成27年度は今治土木事務所管内で91箇所の道路占用を行っており、計280,280円の道路占用料が発生した。

同社は従来から資金繰りが厳しく、道路占用料を分割で支払っていたが、特に平成27年度は2件の大口顧客が広告掲載を終了したことによる収入減により、160,280円の年度内納付ができたものの、結果的に120,000円が滞納繰越となったものである。

平成27年度分は、事務所訪問等を積み重ねた結果、全額納付され現時点（平成29年6月19日）における滞納額は0円となった。

一方で平成28年度分は、180,000円が滞納繰越となっていることから、引き続き事務所訪問を行い早期の納入を指導したい。

（監査の結果）

職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

（措置の内容）

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局総務企画部	平成28年7月27日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	283,462,568	748,891,733	1,032,354,301	金額は各年度の決算による
26年度	380,663,911	1,077,604,122	1,458,268,033	
差引増減	97,201,343	328,712,389	425,913,732	

（措置の内容）

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、早期の財産調査と速やかな滞納処分を行うこととし、色付き封筒（赤）による一斉文書催告、預貯金・生命保険や給与等の債権差押のほか、タイヤロックを活用した自動車差押、搜索、インターネット公売による換価処分など厳正な滞納処分を実施している。生活困窮者や差押えるべき財産がない者については、早期に換価猶予や執行停止の適用を見極めることとしている。

平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

また、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発等）の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進している。

個人県民税についても、平成27年度から特別徴収が完全実施（松山市を除く）されたことから、新たに管内市町との連携強化を目的に連絡会を開催するなど滞納縮減に向けた取り組みを始めたところであり、平成28年9月1日付けで県（中予地方局）と松前町との間で税務職員の相互併任を実施し、協力体制を強化のうえ県による特例徴収の実施等の滞納整理を推進している。今後、他市町とも相互併任等の実施について、協議を継続していく予定である。

引き続き、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局中予保健所	平成28年7月27日

監査対象機関

監査年月日

中予地方局健康福祉環境部

平成28年7月27日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	1,573,817	8,959,948	10,533,765	金額は各年度の決算による
26年度	3,209,645	5,931,949	9,141,594	
差引増減	1,635,828	3,027,999	1,392,171	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	1,907,171	7,924,192	9,831,363	金額は各年度の決算による
26年度	1,950,842	7,061,401	9,012,243	
差引増減	43,671	862,791	819,120	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	116,534	1,578,040	1,694,574	金額は各年度の決算による
26年度	240,818	1,535,664	1,776,482	
差引増減	124,284	42,376	81,908	

（措置の内容）

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額10,533,765円に対し、139,000円の納入があったが、平成28年度償還分1,883,525円が未納となったことから、平成28年度末現在の収入未済額は12,278,290円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 本特別会計における貸付金償還金については、貸付申請時に借主（連帯借主）に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と

償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状・催告書の送付や滞納状況の通知、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや、連帯保証人自身からの償還など、可能な限りでの支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額11,525,937円に対し、1,116,873円の納入を得ることができた。

しかしながら、未償還者のうちには、疾病や不安定な雇用状況等から生活に困窮し償還が困難となる者が多く、平成28年度現年度分2,247,675円が未収となったことから、平成28年度末の収入未済額は、12,656,739円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

26年度	6,749,900	23,282,637	30,032,537	金額は各年度の決算による
差引増減	823,407	2,096,007	2,919,414	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
21年度	1者	37,299	平成27年度決算による

（措置の内容）

1 平成27年度末における県営住宅貸付料滞納分（27,113,123円）については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、平成29年3月末日現在において、4,936,493円の納付及び1,956,600円の不納欠損処分により滞納額が20,220,030円に減少した。今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 平成21年度延滞利息の納入義務者であるC社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、平成23年4月末、代表者の所在が判明したため、平成23年5月24日督促、平成23年11月17日文書催告、平成24年3月15日訪問催告、平成24年11月30日、平成25年4月19日、平成25年9月17日、平成26年3月5日及び平成26年7月11日に文書催告、その後電話催告及び平成27年3月11日に文書催告、平成27年度は、平成28年1月19日に文書催告を実施したが、債権回収には至っていない。

今後、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成28年 7月27日

（監査の結果）

収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
16年度	1者	97,016	平成27年度決算による

（措置の内容）

A社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し納入通知書を郵送したが、法人の活動実態が認められず、法人代表者も所在不明のため平成17年4月5日に返送された。

また、法人及び法人の代表者名義の土地や建物は全てB社が抵当権を行使し競売されるなど、差押可能な資産は残っていない状況である。

これまで、法人登記簿上は債務者の法人が存続していることから、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、法人所在地の現地調査や法人代表者の所在調査等を定期的に継続して行うなど債権回収に努めてきたが、当該法人は、平成28年12月14日付けで会社法第472条第1項の規定に基づき解散の登記がなされ、実質的に債権の回収は不能となった。

このため、当該法人の税外債権については、その権利を放棄することとし、平成29年2月定例県議会で地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議会の議決を得た後、愛媛県会計規則第33条第1項第3号の規定により不納欠損の手続きを行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成28年 7月27日

（監査の結果）

収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	270,100	平成27年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	247,885	平成27年度決算による

（措置の内容）

平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者であるD社は、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日管轄の地方裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止決定が確定した。

今後は、役員等の破産手続状況を確認する等、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成28年 7月27日

（監査の結果）

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	5,926,493	21,186,630	27,113,123	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局総務企画部	平成28年7月28日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	金額は各年度の決算による
26年度	90,771,610	152,161,656	242,933,266	
差引増減	30,869,268	30,840,308	61,709,576	

(措置の内容)

平成28年度現年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発)やコンビニ収納・口座振替の推進などによる納期内自主納税の促進に努め、さらに、差押・タイヤロック等積極的な滞納処分を実施したことにより、出納閉鎖時の未収金は58,704,070円となり、前年度に比べて1,198,272円減少した。

平成28年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度から)及び支局管内(平成26年度から)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成27年度に繰越した未収入金181,223,690円は平成29年3月31日現在92,796,452円となり、88,427,238円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成27年度末の181,223,690円から平成28年度末には151,500,522円となり、29,723,168円、16.40%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	平成29年5月31日現在
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	平成28年5月31日現在
差引増減	1,198,272	28,524,896	29,723,168	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局健康福祉環境部	平成28年7月19日、平成28年7月28日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	757,724	9,667,759	10,425,483	金額は各年度の決算による
26年度	1,075,514	9,395,311	10,470,825	
差引増減	317,790	272,448	45,342	

(地域福祉課)

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	5,957,967	20,334,408	26,292,375	金額は各年度の決算による
26年度	5,999,616	17,192,579	23,192,195	
差引増減	41,649	3,141,829	3,100,180	

(地域福祉課)

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	289,864	2,489,500	2,779,364	金額は各年度の決算による
26年度	317,346	2,392,616	2,709,962	
差引増減	27,482	96,884	69,402	

(地域福祉課)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	768,074	1,354,374	2,122,448	金額は各年度の決算による
26年度	502,697	954,369	1,457,066	
差引増減	265,377	400,005	665,382	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成27年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が10,425,483円であったが、納入指導を行った結果、平成29年3月末までに未納額が871,436円減額となり、最終未納額は9,554,047円となった。

未納者は42名であり、うち22名は保護を廃止、残り20名は保護中である。

保護を廃止した22名及び保護中の20名については、継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成28年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

28年度生活保護費戻入金収入状況表

平成29年5月31日現在

28年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,815,643円	3,216,732円	598,911円	84.3%

未納者17名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

なお、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要

請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額29,071,739円は、平成29年3月31日現在で3,492,379円の償還があり、滞納者117名中32名が償還済みとなったほか、46名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成28年度現年度分を加えた出納閉鎖時（H29.5.31）の償還未済額は32,894,304円（現年度分7,314,944円、滞納繰越分25,579,360円）となっている。

今年度の取り組みとして、滞納者への催告書の送付をするに伴い、夜間の電話指導・訪問指導や就労情報提供等を積極的に行っていく。また、納付書で納付している償還者に償還金の口座振替を推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

また、消滅時効（10年）を過ぎた主債務者（借主、連帯借主）から時効援用の申し立てがあった場合、連帯保証人へ支払の意思等を確認し、連帯保証人からの回収可能性がないことが確認されたものについて、不納欠損処理を行うこととしている。

3 平成27年度末において収入未済額が2,122,448円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成29年3月末までに1名から、27,932円納入され、未納額は2,094,516円となった。

未納者は14名であり、うち5名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成28年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

28年度生活保護費戻入金収入状況表

平成29年5月31日現在

28年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
2,509,366円	1,679,606円	829,760円	66.9%

未納者5名

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	815,900	686,200	1,502,100	金額は各年度の決算による
26年度	818,200	484,200	1,302,400	
差引増減	2,300	202,000	199,700	

（措置の内容）

平成27年度末時点で1,502,100円（16名）の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納入指導に努めた結果、現年度分（平成27年度分）815,900円（13名）、滞納繰越分23,200円（1名）の計839,100円の納付があり、収入未済額は663,000円（2名）となっている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	336,800	663,000	999,800	金額は各年度の決算による
27年度	815,900	686,200	1,502,100	
差引増減	479,100	23,200	502,300	

納付 815,900円（H27現年分）+ 23,200円（滞納繰越分）= 839,100円

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局八幡浜土木事務所

平成28年7月19日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	275,900	924,500	1,200,400	金額は各年度の決算による
26年度	96,300	941,400	1,037,700	
差引増減	179,600	16,900	162,700	

（措置の内容）

平成27年度から28年度に繰り越された1,200,400円については、平成28年度中に行った督促及び不納欠損により、279,700円減少し、920,700円となった。

また、平成28年度末に新たに発生した収入未済額259,300円については、出納閉鎖後も粘り強い督促等を続けている。

この結果、平成29年6月12日現在の収入未済額は、1,155,200円となっている。

今後、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	259,300	920,700	1,180,000	

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局産業経済部

平成28年7月19日

（監査の結果）

収入未済の賠償金（公用車事故に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	191,775	平成27年度決算による

（八幡浜支局森林林業課）

（措置の内容）

平成22年12月21日の事故発生以降、本人の申出により賠償金241,775円について48回（毎月5,000円＋最終回6,775円）の分割納付を認め、平成24年3月27日の第1回目の納付から同年12月末の10回目まで合計50,000円の納付を確認しているが、平成25年1月以降納付がない。

このため毎月、自宅訪問（平成28年7月・12月には事故発生時在籍していた職員も同行）・郵送・電話等により催告を試みているが、本人不在・電話応答なし・本人と思われる人物が該当人であることを否定する等により債権回収には至っていない。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予地方局建設部

平成28年7月28日

27年度	275,900	924,500	1,200,400	平成29年 5月31日現在
差引増減	16,600	3,800	20,400	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	平成28年 5月12日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	5,899,520	25,422,860	31,322,380	金額は各年度の決算による
26年度	5,479,790	26,672,720	32,152,510	
差引増減	419,730	1,249,860	830,130	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期毎に徴収会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、重点的に納付を指導すべき滞納者について検討を行った。また、個別滞納整理表の作成により滞納者の生活状況等の把握と徴収可能な債務者の選別を行い、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	平成27年12月31日現在	平成27年度末現在 (平成28年度への繰越額)	平成28年12月31日現在	
27年度 現 年 分	5,078,440	5,899,520	5,563,570	金額は各年度の決算による
27年度 滞 納 繰 越 分	25,819,460	25,422,860	20,306,770	
計	30,897,900	31,322,380	25,870,340	
28年度 現 年 分			6,002,160	
合 計 (+)	30,897,900	31,322,380	31,872,500	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平成28年 4月19日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	1,756,660	9,228,181	10,984,841	金額は各年度の決算による
26年度	2,310,080	9,822,861	12,132,941	
差引増減	553,420	594,680	1,148,100	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成27年12月31日現在	平成28年度への繰越額 (平成27年度末現在)	平成28年12月31日現在
平成27年度分	1,453,360	1,756,660	1,736,090
滞 納 繰 越 分	12,022,481	9,228,181	9,162,581
計	13,475,841	10,984,841	10,898,671
平成28年度分			1,010,920
合 計 (+)	13,475,841	10,984,841	11,909,591

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	平成28年 5月16日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	1,786,250	5,480,330	7,266,580	金額は各年度の決算による
26年度	1,848,180	4,349,330	6,197,510	
差引増減	61,930	1,131,000	1,069,070	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、12月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成28年度に繰り越した未収金7,266,580円の内、平成29年3月末現在190,440円を収納し、634,220円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)	
	平成28年度への繰越額 (平成27年度末現在)	平成29年 5月31日現在
平成27年度分	1,786,250	1,726,250
滞 納 繰 越 分	5,480,330	4,715,670
計	7,266,580	6,441,920
平成28年度分		2,245,030

合計 (+)	7,266,580	8,686,950
----------	-----------	-----------

なお、債権残額1,247,048円については、愛媛県債権管理マニュアルに基づき適正に管理してまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
子ども療育センター	平成28年5月12日

監査対象機関	監査年月日
三島高等学校	平成28年3月17日

(監査の結果)
子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(監査の結果)
平成26年度のフェンシング場改修工事(三島高校第2号)について、次の問題点があった。
・直接工事費のうち運搬費及び処分費において、産業廃棄物の運搬及び処分に係る実績数量が契約数量と異なっていたにもかかわらず変更契約をしていなかったため、工事原価で計760,052円の過誤(過大額519,489円、過小額240,563円)があった。
・改修工事仕様書に定める請負者による受注時の工事実績情報の登録が期限を超えていたにもかかわらず、期限内に登録されたものとして工事成績評価を行っていた。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	865,633	3,756,383	4,622,016	金額は各年度の決算による
26年度	744,090	3,637,781	4,381,871	
差引増減	121,543	118,602	240,145	

(措置の内容)
産業廃棄物の運搬及び処分に係る実績数量が契約数量と異なっていたことについては、適正な施工監理を行うため、職員が営繕工事請負契約に係る設計変更についての研修を受講した。
今後は、工事途中においても施工状況等の確認回数を増やし、適正な施工監理に努める。
工事実績情報の登録が期限を超えていたことについては、期限内に工事実績情報の登録を行うよう請負業者に徹底し、適切な評価に努めたい。

(措置の内容)
子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。
また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。
今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

監査対象機関	監査年月日
北条高等学校	平成28年3月17日

区分	収入未済額(円)			
	平成27年度への繰越額(平成26年度末現在)	平成29年3月31日現在	差引増減	備考
滞納繰越分	平成18年度～平成26年度分	3,756,383	2,754,887	1,001,496
	平成27年度分	865,633	664,733	200,900
	計	4,622,016	3,419,620	1,202,396
現年度分(平成28年度分)		1,293,057	1,293,057	
合計(+)	4,622,016	4,712,677	90,661	

(監査の結果)
「平成27年度学校案内」の印刷代金について、支払が本来の支払期限から約2か月遅延していたほか、受注者から提出された請求書の日付を当校において書き換えていた。

(措置の内容)
支払担当者が請求書の提出があったこと自体を失念し、発見したときは支払期限が過ぎていたため、請求日を書き換え処理したものである。
納品時に請求書の有無、送付時期等を確認するほか、不適正経理に係わる各種通知等を再確認し、請求日の書き換えは厳しく戒めるとともに、支払事務を適正に実施することに努めた。
また、新たに、事務室内に発注物品の納品状況等を張り出し、事務長をはじめ担当者以外にも随時確認できることとし、不適正経理の再発防止策を講ずることとした。

監査対象機関	監査年月日
農林水産研究所	平成28年5月16日

(監査の結果)
収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

監査対象機関	監査年月日
松山東高等学校	平成28年1月18日

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
25年度	1者	1,247,048	平成27年度決算による

(畜産研究センター養鶏研究所)

(監査の結果)
通信制課程に係る受講料について、高等学校等就学支援金の受給資格を有しない者に関しては、県立高等学校における通信教育入学者、受講料及び聴講料の徴収条例の規定に基づき履修科目の受講決定後又は受講受給資格喪失後速やかに納付させなければならないところ、同支援金の調定時期に分割徴収していた。

(措置の内容)
債務者であるE組合の民事再生計画認可決定が、平成27年3月20日に確定し、債権額1,367,326円(食卵代金1,366,484円+延滞利息842円)は120,278円(食卵代119,436円+延滞利息842円)に減額され、同額が平成27年5月20日弁済された。

(措置の内容)

受講受給資格喪失者 2 名については速やかに、受講者のうち就学支援金を受給しない191名については平成28年 1 月中旬までに証紙による徴収を完了した。

平成28年度からは、「県立高等学校における通信教育入学料、受講料及び聴講料の徴収条例」第 5 条に定めるとおり、受講料は履修科目の受講の承認を受けた時点で納付させることを徹底した。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

警 察 本 部

平成28年 8 月23日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	3 627 000	4 617 356	8 244 356	金額は各年度の決算による
26年度	2 336 000	5 630 356	7 966 356	
差引増減	1 291 000	1 013 000	278 000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	384 100	1 164 700	1 548 800	金額は各年度の決算による
26年度	358 200	1 633 400	1 991 600	
差引増減	25 900	468 700	442 800	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度及び19年度	2 者	809 000	平成27年度決算による

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方に人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座の差押え等を積極的に実施した結果、平成27年度末収金8 244 356円のうち平成28年12月末までに2 212 000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座の差押え等を積極的に実施した結果、平成27年度末収金1 548 800円のうち平成28年12月末までに418 300円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424 000円)については、平成17年10月に発生の拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、平成27年度までに損害弁償金519 000円のうち95 000円が収納されている。

債務者は刑務所に収監されていたが、平成26年7月に出所したため状況を確認したところ、生活に困窮し生活保護を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことであるが、定期的に連絡を行い債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

平成19年度調定分(収入未済額385 000円)については、平成19年6月に発生の本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、平成27年度までに損害弁償金924 000円のうち539 000円が収納されている。

債務者とは都度面談して納入意志は確認しているものの、生活に困窮し生活保護等を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことであるが、定期的に連絡を行い債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

4 職員の警察車両による交通事故の防止を図るため、平成26年4月の組織改編により、警察本部の警務部教養課に「安全運転指導係」を新設し、職員に対する指導教養を次のとおり実施している。特に職員の不注意による事故の一掃を図るため、平成28年度から新たに、全警察署及び本部執行隊に対して、教養課安全運転指導係員や交通機動隊員等を派遣して、職員の交通事故防止に対する意識高揚及び緊張感の保持を目的とした教養・訓練の実施や交通事故を起こした者に対する個別指導の実施などの取組を強化し、「職員事故ゼロ」を、目指している。

- (1) 専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
- (2) 初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施
- (3) 警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施
- (4) 職員の交通事故防止意識の高揚を図るため、交通事故発生状況と特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

今 治 警 察 署

平成28年 3 月17日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
18年度	1 者	789 931	平成27年度決算による

(措置の内容)

平成18年6月に発生の公用車両損傷に係る損害弁償金であるが、損害弁償金799 931円のうち平成26年度までに10 000円の収納となっている。

債務者は、損害弁償金の一部を納付後、一時所在不明となり追跡調査を続けた結果、所在を確認し、平成27年7月、さらに、平成28年9月に支払催促を行い支払誓約書を徴取した。

今後も定期的に連絡を取りつつ資産の調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

伯 方 警 察 署

平成28年 2 月10日

(監査の結果)
職員の不注意により警察車両による事故が発生(2件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)
職員の警察車両による交通事故防止については、次の施策を積極的に取り組んでいる。

1 事故防止教養の徹底
全署員に対する事故防止意識の浸透を目的とし、各種機会を通じ継続した教養を実施している。
朝礼や幹部会議での幹部による天候や行事に応じたタイムリーな交通事故防止教養
朝礼スピーチでの署員による経験に基づくリカバリー教養
朝礼時での交通事故防止等の署員による遵守事項の唱和
定例研修会での小集団検討会
交通事故防止資料の電子回覧

2 事故防止訓練等の実施
運転技術向上を目的とし、実際の公用車や装備資機材を使用した実践的な訓練及び教養を全署員に実施している。
冬季におけるスタッドレスタイヤ装着時の留意点指導教養
車両点検実施要領の再教養
高速道路上の事故を想定した発炎筒使用訓練及び交通規制訓練
ドライブレコーダー取付け及び有効活用方法指導教養
交通安全教育車を利用した安全教育
狭路クランクコース等走行訓練
レーダーパト速度取締り要領等教養

3 同乗者による運転者への注意喚起促進
同乗者の緊張感や注意力の保持を目的とし、パトカーの助手席ダッシュボード上に注意喚起シール(「コメントリードライビングの励行」)を貼付し、同乗者による運転者への注意喚起を促進している。

4 車両点検の徹底
車両の適正管理を目的とし、朝礼終了後、車両責任者等による公用車両の日常点検を徹底している。

て指導し、お粗末事故の防止に努めている。

4 公用車の車両点検の徹底
朝礼終了後、全車両の日常点検、随時の目視点検を実施し、適正な公用車管理の徹底を図っている。

5 事故防止への取り組み
(1) 自動車警ら職員の夜間運転訓練等の実施
(2) 車載カメラ記録映像を使用した交差点出会い頭事故の疑似体験と反省・教訓
(3) 継続的な若手警察官の運転免許センター及び署内における運転訓練
(4) 公用二輪車の追跡中の事故発生に伴う小集団検討会
(5) パトカーの現場臨場中の事故発生に伴う小集団検討会
(6) 街頭活動中における事故防止に向けた指導教養

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	平成28年 2月10日

(監査の結果)
職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。

(措置の内容)
朝礼、定例研修会等において署長、副署長から指導、教養を行うとともに、「松山南署お粗末事故防止3原則」を定め公用車への注意喚起シールの貼付けや朝礼時の唱和により浸透を図っているほか、「事故防止のための各種原則」を作成し全署員へ配布、「二輪車運転訓練」「四輪車運転訓練」及び「ハイルーフ車に係る運転技能訓練」を実施するなど交通事故防止に取り組んでいる。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	平成28年 2月10日

(監査の結果)
収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	275,000	平成27年度決算による

(措置の内容)
公務執行妨害並びに道路交通法違反事件に係る公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し電話による支払催促を頻繁に行っており、債務者は毎年、少額ではあるが損害弁償金を納めている。
平成28年12月末現在の収入未済金は250,000円であるが、今後も引き続き債務者と連絡を取りながら、早期の収納に努めることとする。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成28年 6月20日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成28年 6月16日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成28年 6月16日

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	平成28年 3月17日

(監査の結果)
職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の廃車又は毀損及び相手方車両等の毀損があった。

(措置の内容)
職員による警察車両の交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。

1 指導教養の徹底
朝礼、幹部会議等において、幹部から天候・季節に応じた交通事故防止教養、事故事例に基づいた再発防止教養、防衛運転の励行指導を継続実施し、職員への浸透に努めている。

2 交通事故防止意識の高揚
事故分析や防止策を取りまとめた資料について指導教養するとともに、電子回覧するほか、朝礼時に体験談による交通事故防止の講話や、交通事故防止に向けた決意表明の発表を実施している。また、全署員を班分けし小集団による交通事故防止をテーマとした検討会を実施し、全員参加による交通事故防止意識の高揚を図っている。

3 同乗者による事故防止対策
走行時の安全確認や、後退時に降車しての確実な誘導の徹底につい

西条地区工業水道管理事務所	平成28年6月3日
中央病院	平成28年6月20日
今治病院	平成28年6月16日
南宇和病院	平成28年5月31日
新居浜病院	平成28年6月3日

(監査の結果)

1 電気事業

畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金について、適切な債権管理に努められたい。

調定年度	債務者数	未収金額(円)	備考
27年度	1者	56,084,801	平成27年度決算による

2 工業水道事業

(1) 今治地区工業水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると212億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県内企業4社に23,594㎡を売却、1社に16,749㎡を賃貸、道路敷地4,839㎡を西条市に譲渡したことにより未処分地は約6万6,000㎡に減少したが、引き続き早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成28年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業水道給水料金	503,117	33,321	536,438
今治地区工業水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,116,295	33,321	2,149,616

3 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の患者数は、前年度から減少したものの、患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益は増加している。しかしながら、給与費や減価償却費などの医業費用が大幅に増加したため、経常利益は前年度を7億7,822万円下回る4,012万円と大きく減少しており、経営内容は厳しさを増している。

一方、当年度の決算については、前年度発生した地方公営企業会計基準の改正に伴う退職給付引当金等の特別損失が今年度は発生しなかったことなどにより、91億9,992万円の純損失から経常利益と同額となる4,012万円の純利益に転換した。

しかしながら、累積欠損金は、206億円に上り、また企業債323億円や一般会計等からの長期借入金99億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な県民医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化と経営体質の強化に取り組まれたい。

その取組みにあたっては、平成28年3月、今後の急速な人口減少

や少子高齢化等により各県立病院の経営環境が急激に変化することを前提に、健全経営の確保と病院ごとの機能に応じた経営体質の強化を今後の経営方針とする「愛媛県立病院中期経営戦略」(平成28~32年度)が策定された。

この戦略には、県立病院の基本的な方向性と各県立病院の目指すべき病院像が示されており、特にドクターヘリを活用した救急医療体制の強化については、県民の大きな期待が寄せられており、着実な運航体制の確立に努められたい。

また、新居浜病院と今治病院については、建て替えを含めた施設の老朽化対策が盛り込まれているが、平成27年度の病院事業決算は、平成22年度から6年連続で経常黒字を計上しているものの、黒字額は平成26年度から大幅に減少しており、経営内容は厳しさを増している。

このようななかで多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、各県立病院は、この戦略に示された具体的な取組を着実に実施するなど、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成28年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	277,667,484	51,650,762	329,318,246
今治病院	35,494,084	12,363,616	47,857,700
南宇和病院	22,695,407	1,871,180	24,566,587
新居浜病院	43,176,921	6,513,890	49,690,811
計	379,033,896	72,399,448	451,433,344

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成28年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	1,347,553	792,809	2,140,362
今治病院	106,567	70,140	176,707
南宇和病院	48,800	13,500	62,300
新居浜病院	270,829	90,755	361,584
計	1,773,749	967,204	2,740,953

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成28年3月31日現在 単位:円)

区分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
旧三島病院	14,895,084	47,240	14,942,324
旧北宇和病院	5,223,170	891,763	6,114,933
計	20,118,254	939,003	21,057,257

(措置の内容)

1 電気事業

債務者について、平成28年4月に破産手続が開始されたことから、本県債権に係る破産債権届出書を提出しているところであり、破産管財人の管理下で配当による回収を図ってまいりたい。

(平成29年3月31日現在 単位:円)

調定年度	債務者数	未収金額（円）	平成28年3月31日現在の未収金
27年度	1者	56,084,801	56,084,801

2 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方針について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業における未処分地（約6万6,000㎡）については、平成28年5月に県内企業1社と賃貸借契約を締結したことにより、すべての土地の処分が完了した。

(2) 西条地区工業用水道事業未収金のうち過年度分については、債務者から徴した支払計画に則して分割払いによる回収を続けており、今後も納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

また、現年度分については、債務者の破産手続が開始されたため、配当による回収を図ってきたが、全額の回収には至らなかったため、消滅時効期間経過後に議会の承認を得て、回収不能額に係る不納欠損処理を行う予定としている。

今治地区工業用水道事業未収金については、既に消滅時効期間が経過し時効が完成しているという法令解釈のもと、債務者から時効援用申立書が提出されたため、不納欠損処理を行った。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

（平成29年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成28年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	329,821	24,670	354,491	536,438
今治地区工業用水道給水料金	0	0	0	1,613,178
計	329,821	24,670	354,491	2,149,616

3 病院事業

(1) 県立病院の経営状況について、平成22年度から27年度まで連続6年間黒字を維持しているが、指摘のとおり全国的な医師不足の影響などにより平成27年度の経常黒字は4,012万円にとどまっている。

また、国においては医療制度改革を進めていることから、県においても、今後の人口減少や少子高齢化の急速な進展を見据えた対応が求められており、県立病院を取り巻く環境は、今後急激な変化が予想されている。

このため、平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制や地域医療構想を前提とし、医療現場の声を十分に反映させるほか、医療圏ごとに異なる医療資源や医療需要の動向を踏まえた議論を行い、平成28年3月「愛媛県立病院中期経営戦略」を策定した。

こうした中、平成29年2月にドクターヘリの運航が開始されたことから、県立中央病院を核にドクターヘリを活用した救急医療体制の充実を図ることとしているほか、建設から長期間が経過した県立新居浜病院及び今治病院については施設の老朽化対策の検討を進めることとし、特に老朽化が著しい県立新居浜病院については、平成28年度に整備基本計画が策定され、建替えの方針が示されている。

県立病院には地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給することが求められており、そうした地域に必要な医療を継

続して提供し、なおかつ健全経営を確保していくため、一層の医師確保に努力するほか、中期経営戦略に規定された各種戦略の着実な実践に努めたい。

(2) 平成28年度は、未収金回収業務を委託している弁護士事務所に新たに「訪問督促」業務を委託し、年度内に2回（6月及び2月）実施した。

また、未収金回収に係る取組み状況を全国調査し、各都道府県における取組みを取りまとめた。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むとともに、各都道府県における効果的な取組みを模範とし、更なる回収業務の効率化を図りたい。

（平成29年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成28年3月31日現在の未収金
中央病院	274,772,949	54,386,806	329,159,755	329,318,246
今治病院	32,524,035	14,896,427	47,420,462	47,857,700
南宇和病院	18,006,932	1,214,950	19,221,882	24,566,587
新居浜病院	44,372,292	13,206,526	57,578,818	49,690,811
計	369,676,208	83,704,709	453,380,917	451,433,344

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むとともに、更なる回収業務の効率化を図りたい。

（平成29年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成28年3月31日現在の未収金
中央病院	837,828	3,895,156	4,732,984	2,140,362
今治病院	121,027	368,270	489,297	176,707
南宇和病院	46,790	34,914	81,704	62,300
新居浜病院	265,349	74,486	339,835	361,584
計	1,270,994	4,372,826	5,643,820	2,740,953

(4) 三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金については、既に時効期間が経過しているが、粘り強く督促等を行うとともに、回収不能と判断された債権については、迅速に不納欠損処分を行い、未収金の削減に努めたい。

旧三島病院 （平成29年3月31日現在 単位：円）

区 分	未収金	平成28年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	14,770,814	14,895,084
医業外未収金	47,120	47,240
計	14,817,934	14,942,324

旧北宇和病院 （平成29年3月31日現在 単位：円）

区 分	未収金	平成28年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	839,000	5,223,170
医業外未収金	0	891,763
計	839,000	6,114,933

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 9月29日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 岡 田 清 隆
 同 大 西 渡
 同 三 宅 浩 正

選定した特定の事件	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成29年 3月24日	
監 査 対 象 機 関	土木部 道路都市局 建築住宅課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>県営住宅の退去届について 愛媛県県営住宅管理条例第22条第1項では、退去届は、明渡しの日前までに届け出ることとされているが、実際には退去日に退去届を提出する慣行になっているので、改善すること。</p> <p>県営住宅退去時のマスターキーの検査について（退去） 退去検査時にマスターキーの検査を含め、原状回復が行われていることがもれなく確認されたか、誰によって確認されたか、いつ確認されたかについて、文書により確認することができないため、以前使用していた書式を参考に、退去検査票及びその記載要領を作成するなど、確実に実施すること。</p> <p>県営住宅退去時のマスターキーの検査について（鍵の管理） 退去検査時にマスターキーの検査を含め、原状回復が行われていることがもれなく確認されたか、誰によって確認されたか、いつ確認されたかについて、文書により確認することができないため、以前使用していた書式を参考に、退去検査票及びその記載要領を作成するなど、確実に実施すること。</p> <p>行政財産使用許可に係る確認について 団地内の敷地に収益性のある自動販売機が無断で設置されていたため、再発防止に努めること。</p> <p>県営住宅の共用部の状況確認等について 空き家の庭に隣の入居者が建築資材を置いていたため、再発防止に努めること。</p>	<p>平成29年 5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について（入退去事務手続関係）」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、退去届は書類作成日（提出日）が記載されていることを確認の上受領するよう、指摘内容の周知徹底を図った。</p> <p>平成29年 5月15日付け29建第314号「県営住宅の退去に係る検査事項の改正（平成29年 5月）について」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知（「県営住宅退去検査記録票」の変更様式の送付を含む）を行い、指摘内容の周知徹底を図った。</p> <p>平成29年 5月15日付け29建第314号「県営住宅の退去に係る検査事項の改正（平成29年 5月）について」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知（「県営住宅退去検査記録票」の変更様式の送付を含む）を行い、指摘内容の周知徹底を図った。</p> <p>当該事案については、発覚後ただちに自動販売機の設置業者に対し撤去指導を行い、既に自動販売機の撤去が完了しているところである。 加えて、平成29年 5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について（入退去事務手続関係）」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、県営住宅敷地内の行政財産使用許可状況が分かる一覧を整備し、団地の見回り際には一覧を活用して確認を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>当該事案については、発覚後ただちに入居者に撤去を求める指導文書を発出し、既に建築資材の撤去等が完了しているところである。 加えて、平成29年 5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について（入退去事務手続関係）」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、募集停止中の団地も含め、空き家の前庭や共用部に入居者の荷物等が大量に放置される事態にならないよう、入居者に対して団地の適切な利用について注意を促すとともに、職員が団地を訪問した際には共用部等の状況を適宜確認の上、入居者の私物等が置かれている場合には指導等を行い、その記録を残す取扱いとするよう周知徹底を図った。</p>	

選定した特定の事件	工事請負契約に関する財務事務の施行について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成29年 3月24日	

監 査 対 象 機 関	土木部 土木管理局 土木管理課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
工事変更時の指示書・協議書について 発注時に予見できない施工条件や環境の変化に伴い工事内容の変更が必要となった場合において、発注部署から受注者へ指示が記録された「指示書」や、両者により変更内容等の確認が記録された「協議書」は、適切に作成し保管すること。	当該事務所では、今回の指摘を踏まえ、平成29年3月、工務関係者全員に工事内容等に変更が生じる場合は、事前に受注者への指示や協議内容についての指示書を作成し決裁の上、設計書に添付することを再度徹底している。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により衆議院比例代表選出議員の選挙について設けた開票区の区域に係る投票区の変更があったので、開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
2 開票区			2 開票区		
市町名	開票区名	区 域	市町名	開票区名	区 域
松山市	松山市（第1区）開票区	省略	松山市	松山市（第1区）開票区	省略
	松山市（第2区）開票区	北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、北条第24投票区、 <u>中島第1投票区</u> 、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区		松山市	松山市（第2区）開票区

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 病院				1 病院			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
十全ユリノキ病院	省略			十全第二病院	省略		
省略				省略			
2 ~ 5 省略				2 ~ 5 省略			

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 9月29日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 告 告 日
PACS（医用画像情報システム） 1式 （月額賃借料 / 県立今治病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 9月 7日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	1,789,020円	一般競争入札	平成29年 7月21日